

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（案）

平成 24 年 1 月 13 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則
第 1 条～第 2 条 (略) （本文中に表示すべき事項及び表示順）	第 1 条～第 2 条 (同 左) （本文中に表示すべき事項及び表示順）
第 3 条 (略) 2～3 (略)	第 3 条 (同 左) (同 左)
<u>4 運用報告書作成に当たり、特別分配金（所得税法施行令（昭和 40 年 3 月 31 日政令第 96 号）第 27 条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。</u>	(新 設)
<u>5 公募追加型株式投資信託については、細則に定める「分配原資の内訳」を表示するものとする。</u> <u>なお、表示に当たっては、第 1 項第 3 号、第 18 号、第 20 号に定める項目のいずれかの項目に表示するものとする。</u>	(新 設)
(以下略)	(同 左)
附則 この改正は、平成 24 年 月 日から実施し、平成 24 年 月 日以降決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。	